

大分県報

令和七年
号外（四一）
五月三十日

（金曜日）

目次

規則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正……………
私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部改正……………
災害救助法施行細則の一部改正……………
大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正……………
大分県建築士法施行細則の一部改正……………

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年大分県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、「拘置されている場合」の下に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加え、同条第二号中「同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附則

令和七年五月三十日

（施行期日）

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第七条の二第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第七条の二第一号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十一号

私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則

私立学校等に係る学校教育法施行細則（平成二十年大分県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の添付書類の12及び第五号様式の添付書類の8中「第38条第8項第2号」を「第31条第1項第2号」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

大分県報号外（規則）

大分県規則第四十二号

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年大分県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七号様式の裏面中「第31条」を「第32条」に、「懲役」を「禁錮刑」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四十三号

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年大分県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三の経営革新計画承認グループ事業の項及び下請振興事業計画承認グループ事業の項中「〇・八〇パーセント」を「一・〇〇パーセント」に改め、同表の総合効率化計画認定グループ事業の項の貸付けの相手方の欄中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「流通業務総合効率化法」を「物資流通効率化法」に、「第二条第十七号」を「第四条第十七号」に改め、同項の利率（年利）の欄中「〇・八〇パーセント」を「一・〇〇パーセント」に、「流通業務総合効率化法第五条第二項」を「物資流通効率化法第七条第二項」に改め、同表の施設集約化事業の項、共同施設事業の項、設備リース事業の項、企業合同事業の項、集団化事業の項及び集積区域整備事業の項中「〇・八〇パーセント」を「一・〇〇パーセント」に改める。

別表第四の地域産業創造基盤整備活性化事業の項及び商店街整備等活性化支援事業の項中「〇・八〇パーセント」を「一・〇〇パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表第三の規定（利率（年利）に係る部分に限る。）及び別表

第四の規定は、この規則の施行の日以後に申請される資金の貸付けから適用し、同日前に申請された資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四十四号

大分県建築士法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築士法施行細則（平成二十年大分県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（第二面）中「禁錮以上の刑に処せられたこと」と「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（昭和40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。